

# 台湾の一部としての釣魚台はどこにあるのか

東京大学法学部 平野 聡

## 1 尖閣諸島は「台湾の一部である」とする中国の主張

中国政府は、「釣魚島【注：魚釣島の中国における呼び方】および付属島嶼は、中国の領土の不可分の一部である」と主張しています。そして「清朝は…釣魚島などの島嶼を…台湾地方政府の行政管轄下に明確に編入した」と称しています（中華人民共和国国務院報道弁公室「釣魚島は中国固有の領土である（釣魚島白書）」2012年9月25日（日本語版））。

実際には、尖閣諸島は、1895年にまでどの国にも属しておらず、日本政府は、そのことを慎重に確認した上で自国の領土に編入しました。では、中国は、一体なぜ、何を根拠に尖閣諸島が「中国の領土である」と主張するのでしょうか。

中国は、19世紀以前の前近代において、清朝が「台湾地方政府の行政管轄下に明確に編入した」ことを示す文書として、清の官僚によって記された『台海使槎録』と『重纂福建通志』等の書物を挙げ、この中に現れる「釣魚台」という地名が台湾のはるか北東に浮かぶ「釣魚島」を示すものであると主張しています（前掲「釣魚島白書」一（二））。

たしかに、これらの書物には、中国が魚釣島の中国名のひとつと主張する「釣魚台」という地名が記されており、執筆された当時の清の官僚は、少なくとも、この地名を知っていたと言えるかもしれません。しかし、以下に説明するとおり、清の官僚はこの「釣魚台」を管理していたとは言えません。しかも、これらの書物にある「釣魚台」は、間違っても尖閣諸島ではなく、台湾島の海岸沿いにある岩山です。

以下、この論稿では、中国が引用する『台海使槎録』と『重纂福建通志』という書物の具体的な内容と文脈を順にたどりながら、中国の主張を検証していきます。

## 2 『台海使槎録』に見る清の台湾防衛論

まず、『台海使槎録』について見ていきましょう（本論は、1957年に刊行された、台湾銀行経済研究室編、台湾文献叢刊版に依拠しています）。最初に、この文書が書かれた背景を解説した上で、「釣魚台」が記述されている部分について、その前の記述から文脈を追って説明していきます。その文脈の流れから、「釣魚台」という地名がどこを指しているかを特定することができます。

### （1）『台海使槎録』について—18世紀の清の官僚が書いた台湾統治のための指南書

『台海使槎録』は、清の官僚であった黄叔璥が1722年以後に執筆したものです。

清は1683年に、台湾西部を支配していた鄭氏を滅ぼしたのち、着々と台湾への支配を進めていきましたが、オーストロネシア系の原住民、福建省南部（閩南）出身の「福佬」、さらに、広東省東部出身の「客家」が入り乱れて「械闘」と呼ばれる土地争いが続いていました。台湾での土地争いの原因は、福建・広東での生活に困窮した人々が新天地を求めて秘かに海を渡り、開発が十分には進まない中で人口が過剰になったことによりますので、そもそも秘かに台湾に渡航する人々を管理し制限しなければ、なかなか台湾統治はおぼつかなかったのです。

いっぽう、当時の台湾には大きな軍事的課題がありました。台湾海峡を距てた台湾は、騎馬民族の満洲人やモンゴル人が支配の中心に座る清の都・北京からみれば遥か遠い場所でしたので、配備される軍隊も質が低かったのです。そのような中、明代に蒙った倭寇の苦い記憶は、当時の科挙官僚や沿海部の人々に共有され続けており、倭寇がいつ再び押し寄せてくるかにも備えなければならなかったのも確かです（実際には徳川の世になって以来、倭寇の襲来は止み、日本は清との関係を長崎での往来に限っていましたので、18世紀前半に福建の統治にかかわった藍鼎元という官僚のように「日本が全く来ないのであればそれで良い」という認識もありました）。

そのような中1721年には、台湾南部・西海岸の、今日の高雄・台南を中心とした地域で、清の台湾統治を揺るがす「朱一貴の乱」と呼ばれる事件が起こりました。これは、清の地方官が困窮する民衆にさらに圧迫を加えることに怒った人々が、明の皇帝一族の末裔を名乗る朱一貴という人物のもと、明の復活・清の打倒をとなえて起こした武装蜂起です。清は福建省から澎湖島を経由して援軍を送り、何とかこの事件を制圧しましたが、台湾という、大陸から遠く離れ混沌とした島をどのように統治するのか、きわめて重い課題を突きつけられました。

そこで清は、官吏登用試験「科挙」で「進士」に及第した高級官僚である黄叔璥に、混乱を経て間もない台湾を視察させました。その記録が『台海使槎録』であり、明代以来の台湾に言及した地理書・兵法書も参考として引用されています。この中で黄叔璥は、台湾における防衛の要として、港湾の管理について詳しく言及しており、その内容が詳しく記されているのが、「釣魚台」が現れる「卷二 赤嵌筆談 武備」という文章です。

この文章はまず、明の時代における澎湖島への管理について、「方輿紀要」(資料①)という書籍を引用し、倭寇をはじめとした海賊への対応、豊臣秀吉が朝鮮出兵に次いで台湾に侵攻する可能性への対処から、穏やかな湾口を持つ澎湖島を守り、さらに澎湖島の東南にある台湾の北港(今日の雲林県北港鎮)を守れば、福建省沿岸を守ることにつながる、と指摘するものの、明末・17世紀前半の天啓年間に、紅毛(オランダ)に台湾を奪われたと記しています。

この後は、清が台湾を支配し始めた当初の官僚である季麒光という官僚が著した『東寧政事集』という書籍を引用し(資料②)、今日の台湾南部の高雄市岡山区のあたりを振り出しに、西海岸を北へ向かう際に現れる地名を「北路」、西海岸を南へ向かう際に現れる地名を「南路」に位置づけます。このうち「北路」をめぐる、「鶏籠・澹水に至れば、すなわち台湾の極北の島である。海中に突出して現れ、番社(原住民の地域)に連なる」という記述が現れます。鶏籠と澹水は、今日の基隆市と新北市淡水区にあたり、台湾を管理する官僚のあいだでは、17世紀末以後、この地域が台湾という地域の一番北であることが認識されていたこととなります。そして、「北路」の各地の港を、台湾海峡を挟んで真向かいにある福建省の港と対置させ、福建省の商人に対岸の台湾の港との貿易を促すことで、商業的にも軍事的にも台湾との結びつきを強めるのが良いという趣旨を述べています。

次いで、夏之芳という官僚が台湾を視察して1728年に著した『理台末議』という書籍を引用し、台湾における防衛力の配置が語られます(資料③)。この中で、陸については面積の広さと費用の節約に鑑みて、日常的には農作業に従事して非常時に武器をとる屯田制の実施を説いていますが、海については明代の海防論の常識を受けつぎ、「水師(海軍)は外洋において戦うことは出来ず、港に進んで鋒を交える。ゆえに港湾こそが戦争の場所であり、水師を動かすには必ず港湾について詳しくなければならぬ。水師にとっての港は、陸師の城のようなものである」と述べています。

以上のような引用文の趣旨からいって、『台海使槎録』の著者・黄叔璥の主な問題意識は、澎湖島と台湾島の経営拠点や戦いの場としての港湾を把握し、軍備を整えることにあるということが分かります。

#### 資料①:『台海使槎録』24～25頁

洪武五年、湯信国が海上を経略するも、島民の叛服の信じ難きを以て近郊に徒るを議す。二十一年、尽く嶼民をうつし、巡司を廃してその地を墟とす。繼いで而るに不逞の者がその中に潜み聚まる。倭奴の往来し、停泊して水を取ることを、また必ずここを経る。嘉・隆以後、海寇曾一本らが屢々噴聚して寇となる。万曆二十年、倭が朝鮮を犯す。哨する者いわく、まさに鶏籠・澹水を侵さんと。是に於いて兵を設け險を成すことを議す。二十五年、游兵を増設す。四十五年、倭は龍門を犯し、衝鋒の游兵を増す。その地は環衍すること二百余里にして(地はアルカリ性で水は渋く常に風が吹き農作には困難が多い)。……正中に峙するは曰く孃宮嶼。西嶼より入り、二十里にして茶盤となし、また十里にしてすなわち孃宮嶼たり。波は平らにして浪は息み……その状は湖の如し。因りて曰く澎湖、寛きこと船を泊めること可なり。(中略)……万曆三十七年、紅毛の一舟、澎湖に闖入し、久しくしてすなわち去る。天啓二年、高文率は戍兵の単弱に乗じ、十余の船を以て澎島を突擲し、遂に山に因りて城と為し、環海を池と為し、浪を破りて長駆し、漳・泉を肆毒す。総兵俞咨皋は紅毛を北港に移し、乃ち澎湖を復せり。議して穩澳山に城基を開築し……此において戍守し、以て孃宮を控制す。然るに議者謂えらく、澎湖は漳・泉の門戸にして、北港は即ち澎湖の唇齒なり。北港を失えば、即ち唇は減齒は寒し。特に澎湖を慮るべきにあらず、即ち漳・泉もまた憂うべきなり。北港は澎湖の東南にあり、亦た之を台湾と謂う。天啓以後、尽く紅毛の踞するところとなる。

#### 資料②:『台海使槎録』26頁

南路は大岡山より以下、下澹水(屏東県萬丹郷)・郷嶼社に至る。北路は木岡山より以上、上澹水・鶏籠城に至る。その間の鳳山・傀儡山(ルカイ族地域)・諸羅山(嘉義)・半線山(彰化)の如きは、みな野番を扼するの衝たり。陸汎の必ず防ぐところとなる。鶏籠・澹水に至りては、乃ち台湾の極北の島たり。海中に突処し、番社に毗連す。後壠の一港、南日と対峙し、即ち興化の港口なり。後壠から而して上れば、一百二十里にして竹塹社(新竹)となり、海に対して壇鎮となる。竹塹、而して上れば、一百五十里にして南嵌社となり、閩[山+童]と対峙す。即ち福州・閩安の港口なり。南嵌より上澹水に至ること七十里、北に対して膠たり。澹水から鶏籠に至ること三百里、沙理に対する烽火門にして、皆浙江の省界たり。大洋の外は、紅夷の出入の路にして、而して又郡域を遠隔し、港道は四達し、往来は一帆すれば直ちに上る。偽鄭は重兵を彼に於いて設け、紅夷を遠禦すると雖も、実に我が師の福興より分出し、以てその後を襲うを恐れるなり。鶏籠より閩安に至るは七・八更に過ぎず。若し閩安・興化等の港、商人の往来貿易を聴けば、利源を通裕するに止まるに非ず。万一意外の警あらば、即ち廈門・澎湖の師、以てその前に応ず。福・泉・興化の船は以てその後に応ず。首尾呼応し、緩急恃むべし。

#### 資料③:『台海使槎録』27～28頁

台湾の水陸の制兵は盈萬し、費慕は重し。乃ち澎湖、安平の兵は居ることその半ばかり。水師は汎重するといえども、以て敷減するを容れず、台湾の兵は居ること其の半ばかり。陸路は汎広にして、また増すを議さざるを得ず。然るに節省すべきの道と至便の術あるべく、また籌を持する者の必ず講ずるところなり。台湾の原有の官莊、即ち屯田となすべし。その佃は即ち屯兵となすべし。加えるに以て訓練し、その節制を明らかにするに過ぎず、或いは古に倣う者、耕を七にして調を三とし、或いは要地に立ちて屯守す。萬兵の農の中におけること、特に兵の跋渉することなきに非ず、歳ごとに度支を免れて已むなり。……

陸師は馬力を重んじ、水師は舟力を重んず。戦陣の時、務めて上風を争い、而して運轉すること靈ならざれば、上風を占居する能はず。圧持すること重からざれば、或いは反りて下風に退居す。これは人力と雖も、全は良舟にあり。……必ず良材を得て、軽重を配合せば、人の一身が筋骨を相配する如く、然る後に善く運動するなり。故に水師は必ず舟を造ることを論ず。……水師の灣泊は、猶お陸師の安營のごとし。凡そ水師は外洋において覓戦する能わず、みな港に進み鋒を交える。灣泊の処、即ち是れ戦争の場たる所以なり。……故に水師は必ず灣泊に明らかなる者、これその一なり。水師の港に入ること、猶お陸師の城を克するが如し。

そのうえで黄叔璥は、過去の澎湖島周辺の巡邏記録や、清の台湾領有当初において台湾の軍備を薄くし澎湖に集約しようとした案への批判、安平(台南)に置いた海軍力の陣容と毎年の巡邏の要領、民間船舶における打狗港(今日の高雄)の利用増、康熙年間における台湾西北沿岸部への支配拡大、台湾に配置した軍人の質的向上の必要性を列挙しています(資料④)。

このように、清の本土からみた台湾戦略に関し、経緯や現状、問題点等についてまとめた後、いよいよ「釣魚台」の記述が現れます。

## (2)『台海使槎録』における「釣魚台」への言及

黄叔璥は、続いて、台湾での治安悪化の原因である福建・広東から台湾への密航問題について触れます(資料⑤)。密航者は多くの場合、大陸側で小船に乗ったのち大船に乗り換えることから、黄叔璥は、密航問題・台湾における治安問題の要は、大陸と台湾の両方における港湾管理の強化であると位置づけます。そして、台湾の近海・沿岸の港について、入港可能な船の大きさごとに、今日の台南から高雄周辺を振り出しとして、「南路」は反時計回り、「北路」は時計回りの順で現れる港が列挙されています(次頁図参照)。

「釣魚台」という地名が出て来るのは、この港湾一覧においてです。

このうち、船底に竜骨という部材を入れた大型の哨船が入港可能な港としては、鹿耳門(台南の西)、「南路」の打狗港(高雄市)、「北路」の蚊港(雲林県台西郷)、笨港(雲林県北港鎮)、澹水港(新北市淡水区)、小鷄籠(新北市三芝区)、八尺門(基隆市)が列挙されています。

最も多いのは、底の浅い杉板(サンパン)船以下の船が入港できる港です。このうち「南路」については鳳山大港(高雄市)から後湾仔(屏東県車城郷)に至るまでの台湾海峡に面した港および内陸の河川港が順に列挙され、「北路」については諸羅馬沙溝(台南市)から、最北端の澹水・鷄籠を回り込んで、18世紀に次第に漢人の入植が増えて来た蛤仔爛(台湾北東部の宜蘭市)に至るまでの沿岸の港が列挙されています(資料⑥)。

その後、小規模な船が入港できる港、泥が貯まって小漁船のみが入港できる港が「南路」「北路」のそれぞれについて紹介され(資料⑦)、次いで「釣魚台」を含む文章が現れます(資料⑧)。

**「山後の大洋、北には山あり。名を釣魚台とす。大船十余りを泊めるべし。崇爻(すうこう・チョンシャオ)の薛坡蘭(せつはらん・シュエポーラン)、杉板を進めるべし」**

## 資料④:『台海使槎録』30～32頁

康熙辛丑、兵部奏准す：澎湖は台湾の咽喉に係り、緊要適中の地たり。台湾の総兵を移して澎湖に駐し、台湾陸路は改めて副将を設けると。金門総兵黄英、奏して言う。澎湖は台湾の門戸と為す。今まさに台湾総兵を澎湖に移し改め、台湾に副将を設立し、水師と彼此接応し、遙かに形勢を度し、善を尽くすの謀、此より大なるは無しと。臣が地勢の軽重を関するに、澎湖は三十六島を称すると雖も、台・厦の中に居りて、究むるところみな一坏の土にして、錯落の彈丸たり。媽宮・八罩に人煙の略有するを除けば、余りは全く冷落の荒嶼にして、副将を原設して倥傯にして防守す。茲に台湾の南北、延袤すること二千余里、村莊、番社、閩井の戸口、百余万を下らず、叢山と深林は最も奸を蔵すること易し。総兵に非ざれば、以て彈圧に資するに足らず。況んや安平の水師及び南北路の副・参各員は、台湾副将と職位は相上下せず、事あらば必ず各々己の見を懐き、総兵の調度を行うこと可なるに若かず。今若し総兵を澎湖に設け、台湾と懸隔し、往來の船隻は俱に風の時を候つ。台湾の水陸各營はかりに緊急の事機あらば、朝に発して夕に至ること能わず。是れ、澎湖は固より台湾の門戸にして、而して台湾は実に澎湖の腹心なり。形勢は澎湖より重く、沿海各省の要害に關係す。まさに総兵をなおも台湾に設けるを請う。……鳳山の打狗港は、鹿耳門(台南の西)から距ること、水程にして三更、北風盛んに発すれば、鹿耳門の港道は狹隘にして、舟は進むを得ず。而して打狗は帆を揚げて直ちに入る可し。此より岸に登る者甚だ多し。水師は総配の哨船二隻を把りて、領兵が汎を防ぐ。下澹水は邑から離れること既に遠く、奸宄滋り易し。陸路の千総の領兵が汎を防ぐ。この二処は、南路の水陸の扼要の地と為す。

偽鄭の台に在るとき、民人の往來は半線(彰化)にて止まる。版図に歸してより後、澹水等の処は亦た從りて人の蹤なし。故に北路の汎を営むこと、大肚にて百総一名を安設し、領兵が防守するに止まる。沙轆・牛罵(清水)の二社は、則ち境外となす。海より盜鄭は心を尽くして脱逃し、部文は行知せり。夥しき盜の供して稱するに、鄭は心を尽くして、約するところ、江・浙の交界の尽山・花鳥・台州の魚山・福建台湾の澹水等の処に藏匿す。時を維て総兵崔相國、千総一員の領兵を分撥して澹水を分防す。よりて後、遂に以て常となり、而して業戸は開墾し、往來は漸く衆し。

## 資料⑤:『台海使槎録』33頁

【台湾への密航問題】……偷渡して來台すること、厦門はこれ其の総路たり。また小港より偷渡して舩に上る者あり……(大陸側の港を列挙)……事毎に小漁船に乗りて大船に私上す。……余り有りて台地を清めれば、先ず海口を厳しくするに若かず。

【以下、全ての港は、入港可能な船の大きさごとに、台南界隈を振り出しに、南路を先、北路を後に記述し、南路は反時計回りに、北路は時計回りに記述】

近海の港口にして哨船の出入すること可なる者は、ただ鹿耳門(台南の西)、南路の打狗港(高雄)、北路の蚊港(雲林県台西郷)、笨港(雲林県北港)。または嘉義新港、澹水港、小鷄籠(三芝郷)、八尺門(基隆の八尺門漁港)なり。(【】は筆者注釈。)

## 資料⑥:『台海使槎録』33頁

<資料6(『台海使槎録』33頁)>

其の余り、【南路】鳳山大港(左營)、西溪(高雄市林園郷)、蟻港、蟻港、東湊(澹水に通ず)、茄藤港(鳳山八社の一つ。高雄市内門郷に茄荖仔という地名があるもの、高屏溪から離れているので、旗山付近)、放[糸+索]港(屏東県林辺郷。鳳山八社の一つ)、大崑麓社(屏東県枋寮郷大莊)、寮港、後湾仔(屏東県車城郷後湾)、【北路】諸羅馬沙溝(台南市將軍区)、欧汪港(高雄市岡山)、布袋澳(不明)、茅港尾(台南市下營郷茅港尾)、鉄線橋(台南市新營区鉄線橋)、塩水港(台南市塩水区)、井水港(台南市塩水区[さんずい+井]水)、八掌溪、猴樹港(嘉義県朴子市)、虎尾溪港(嘉義県台西郷?……虎尾溪は河道が変更されている)、海豊港(雲林県東寮郷)、二林港(彰化県二林鎮)、三林港(彰化県芳苑郷)、鹿仔港(彰化県鹿港鎮)、水裏港(現在の台中港)、牛罵(台中市清水区)、大甲(台中市大甲区)、猫干(不明)、吞霄(苗栗県通霄鎮)、房裏(不明)、後壘(苗栗県後龍鎮)、中港(苗栗県竹南鎮)、竹塹(新竹市)、南嵌(桃園市)、八里坌(新北市)、蛤仔爛(宜蘭の濁水溪=蘭陽溪)の如きは、杉板船を通ずるべし。(【】は筆者注釈。)

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。



図：台湾地図（関連地名）

資料⑦：『台海使槎録』33頁

【南路】台湾州の仔尾（台南市中心部）、西港仔（台南市西港区）、湾裏（台南市南区湾裡）、鳳山喜樹港（台南市南区喜樹）、萬丹港（高雄市援中港）、【北路】諸羅海翁堀（曾文溪の河口付近にある砂丘）、崩山港（嘉義県布袋鎮江山里）は、ただ[舟+古]仔の小船のみを容れる。再び鳳山より岐れて後、

【南路】枋寮、加六堂（屏東枋山郷加祿）、謝必益（屏東枋山郷楓港）、龜壁港（kabeyawan屏東県車城郷統埔）、大綉房（屏東恒春鎮大光里）、【北路】諸羅[魚+逮]仔（嘉義県のどこか?）、空象領（雲林県北港の近く?）、今は尽く淤塞し、ただ小漁船の往来するのみ。

（【 】は筆者注釈。）

資料⑧：『台海使槎録』33頁

【実効支配外の原住民地域……北路からみれば宜蘭から南、南路から見ればバシー海峡から北】山後の大洋、北には山あり、名を釣魚台とす。大船十余を泊める可し。崇爻の薛坡蘭、杉板を進める可し。

沿海は暗砂陰礁にして、哨船は龍骨（があるために）、駕駛するに艱たり。即ち、開駕を以てすべき者は、必ず潮の水平なる時を俟て港に進む可し。否なれば則ち沙は堅く水は浅く、終に港外にて洋を望む。更に風暴に値せば、また収め泊めるの所なし。或いは云う、まさに杉板の[舟+古]仔を数隻、改めて製すべし、質は軽く底は平らにして、波に随いて上下し、巡防するに易く、随処にて以て収め泊める可し、と。高知府鐸云う、「朱逆の変、士民は乱を避く。台を平らげし後に及び、商旅貿易は、[舟+彭]仔等の平底船に乗り、洪濤巨浪の中にあっても往来は織の如し。康熙壬寅五月、水師營は[舟+彭]仔に[にんべん+雇]坐して哨に出る。風に遭いて桅を失い、浙江の黄巖に飄至す。人船は卒に保全を致す」。是れ、内港にありて既に相宜するに属し、即ち外洋もまた患い無し。

（【 】は筆者注釈。）

### (3)「釣魚台」はどこにあるのか？

入港可能な船の大きさごとに、「北路」「南路」に分けて順に港を列挙した文章の後に、「山後の大洋」という文言で始まる、大船・杉板船が入港可能な港に関する記述をどう解釈すれば良いのか、それが「釣魚台」の所在を見極めるうえで最大の問題となります。

既に記した通り、18世紀から19世紀半ばまで、清の台湾に対する支配は西半分が中心であり、東半分については西から時計回りに勢力を及ぼして、北東部の蛤仔爛(宜蘭市)まででとどまっていた。宜蘭の平野から南には、日本統治下で「清水断崖」と命名された絶壁の連なりがあつて陸路の往来を阻んでおり、今日の花蓮市に至るには海路に頼るほかなかったほか、今日の花蓮県・台東県においては、原住民の人々と入植した漢人の折り合いが悪く、清の支配は全く及ばない状態でした。したがって、稀に台湾西部から船が往来することはあつても、官僚にとっては伝聞の世界にとどまらざるを得ない状況でした。

そこで、台湾の中央山脈の東側、すなわち西海岸からみて「山後」「後山」の地域にある、太平洋に面した港について、大まかに知り得た範囲の記述として「釣魚台」「崇爻の薛坡蘭」という地名が列挙されたこととなります。

このうち「崇爻の薛坡蘭」は、花蓮県の南を流れる秀姑巒(シウグールアン)溪の河口部を指しています。「薛坡蘭(シュエポーラン)」と極めて音が近い「奚ト蘭(シブラン)島」が河口部に実際にあり、その内側の河口も杉板船程度であれば入港できる程度です。

「釣魚台」も、ここまでの文脈に照らして、「崇爻の薛坡蘭」からさほど遠くない、十隻ほどの大型船の停泊が可能な港湾を伴う地形を指していると考えられます。すると、秀姑巒溪の河口部周辺では概ね砂浜の海岸線が長く続く台湾南東の沿岸部において、「釣魚台という山あり」という記述が示唆するような尖った岩山の地形と、哨船程度の大きな船を十隻程度停泊できる港湾を備えた場所として、海岸線の脇に屹立する風光明媚な観光名所の岩山である台東県の三仙台と、そのすぐ近くにある漁港の成功港を見出すことができます。

「釣魚台」が台東県にあることは、1970年に台湾・中華民国政府のもとで発行された『台湾省通史』が明確に示しています。『台湾省通史』は、台湾東部における前近代の経済・社会の状況を紹介する中で、黄叔璥『台海使槎録』の上述の記述をそのまま引用し、「釣魚台(台東)」と記しているのです。

結論として、『台海使槎録』という釣魚台とは、台東県の三仙台であると考えられます。

ここが、突然遙か遠く離れた、「台湾の極北」である澹水や

鶏籠よりもさらに北にある尖閣諸島を指すものではないことは、引き続き『台海使槎録』の記述が、台湾の沿海の地形について「暗砂險礁にして、哨船は龍骨のために駕駛するに艱たり」「必ず潮の水平なる時を俟(ま)ちて港に進むべし」と述べていることから明らかでしょう。『台海使槎録』は徹頭徹尾、清の台湾支配を担った官僚の現実的な関心に照らして、台湾島の近海・沿海にある港を論じているのであり、その全貌の中で釣魚台も語られているのです。

なお、『台海使槎録』では、釣魚台の場所について「北」と記し、崇爻の薛坡蘭については具体的な方位を示していませんが、これは「南路」から船を進めて、台湾島の南端にあたる鵝鑾鼻(がらんび)を回り込み、東海岸を北上した先に釣魚台が現れ、次いでそのまま北上して崇爻の薛坡蘭に至ると考えれば、何ら矛盾はないでしょう。

## 3 『重纂福建通志』における釣魚台

それでは、中国側が「釣魚台は台湾の一部」と称する際にとりあげるもう一つの史料である『重纂福建通志』に現れる釣魚台は、一体どこにあるのでしょうか。結論から言えば、この史料は『台海使槎録』の記述を踏襲したものですので、釣魚台は台東県の三仙台を指します。

### (1)『重纂福建通志』について—19世紀に書かれた福建省の地誌録

『重纂福建通志』は、19世紀前半に清の官僚として活躍した陳寿祺が編纂した福建省の地誌録『福建通志』を1871年に改訂したもので、当時は既にアヘン戦争・アロー号戦争を経て、清の周辺で西洋列強や日本の影響力が拡大していた時期にあたり、台湾全体に対する統治のあり方が見直されつつあった時代の産物です(実際、1885年に台湾は福建省から切り離されて台湾省に昇格しました)。そこで本書は、台湾の地誌に関する情報を充実させる中で、19世紀に行政区画となった噶瑪蘭(クヴァラン)庁についての概略を記しています。

クヴァランとは、今日の台湾東北部の宜蘭県に古くから住む原住民・クヴァラン族にちなみます。宜蘭周辺では、18世紀において西海岸方面から拡大してきた漢人の入植が進んだものの、当初は十分な統治がなされず、海賊集団の拠点となったほか、クヴァラン族からの土地の収奪が繰り返されるなど治安が悪化したため、ついに19世紀に入り行政機構が整備されました。

## (2)『重纂福建通志』における「釣魚台」への言及

そこで『重纂福建通志』では、噶瑪蘭庁の地名について次のように列挙します(資料⑨)。

ここでは、噶瑪蘭庁の最北端は、鶏籠＝基隆の南東、今日の新北市貢寮区にある岬「三貂角」であると明示し、そのまま東海岸を南下して烏石港、噶瑪蘭營(かつての蛤仔爛、今日の宜蘭)、蘇澳港、といった地名を順番に列挙します。したがって、この後に出て来る「釣魚台」は、蘇澳港よりも南にあると考えるのが自然です。

では、ここでいう「釣魚台」の具体的な場所は、台湾東海岸のどこに相当するのでしょうか。「大船千艘」という表現からすると、今日の花蓮港を指すのかも知れません。しかし、19世紀後半まで花蓮県には清の支配は及ばず、大船千艘が停泊可能な港湾として整備されていたとは考えられません。「十」を「千」と誤植したとみなせば、「釣魚台」と「崇爻の薛坡蘭」をめぐる記述は、『台海使槎録』を踏襲したものと考えられますので、この釣魚台は台東県の三仙台を指すものといえるでしょう。

## 4 結論

以上、『台海使槎録』が著された経緯と本文の文脈からいって、そして台湾にある中華民国のもとで発行された『台湾省通史』の記述に照らして、『台海使槎録』と『重纂福建通史』にいう釣魚台とは、あくまで台湾島の海岸線沿いに屹立する岩山と、その至近にある港であることが明らかです。

中国は、これらの書物の詳細を検討しないまま、単に「釣魚台」という固有名詞が現れる直前直後の文章のみを切り取って、「山後の大洋の北にある釣魚台」を何としてでも、大海の中に浮かぶ孤島である尖閣諸島に結びつけようとしています。そして、これらの書物はあくまで台湾島の沿岸事情を詳細に記述しているという文脈を一切無視して「山後の大洋」という表現を誇大解釈し、台湾島の東に漠然と広がる海の北にある島としての「釣魚台」を見出して、「台湾の地方当局が釣魚台＝釣魚島を有効に管理していた」ことを強調しているのです。

### 資料⑨:『重纂福建通志』31頁

噶瑪蘭庁……噶瑪蘭は即ち庁治たり。北は三貂を境界とし、東は大海に沿う。生番のあつまるころ、時に匪族の船が潜踪す。西に烏石港あり。海中の龜嶼と相対す。夏と秋に港を開き、流通は暢たり。内地の商船はここに集まる。砲台を設けて防守す。嘉慶十七年(1812年)、噶瑪蘭營を設け、道光四年(1824年)、都司を設けて五圍城内に駐す。

蘇澳港は庁治の南に在り、港門は寛闊にして、大舟を容れるべし。噶瑪蘭廳の分防に属す。また、後山の大洋、北には釣魚台あり。港は深く、大船千艘を泊めるべし。崇爻の薛坡蘭、杉板船を進めるべし。